

障害者である職員の任免状況

基準日	① 法定雇用 障害者数 の算定の 基礎となる 職員数	② 障害者の 数(人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
令和4年6月1日	391.0	15.0	3.84	0	

※1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

※2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして計上している。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして計上している。